

多文化共生に向けた生活保障システムの再編 —日本と東アジア社会の取り組み—

野 沢 慎 司 ・ 藤 川 賢 ・ 安 井 大 輔
金 成 垣 ・ 米 澤 旦

1 節 はじめに—多文化の家族・子どもと生活保障システムとの断絶

明治学院大学社会学部附属研究所では、2017年度から2019年度まで「内なる国際化に向けた生活保障システムの再編」と題する共同研究プロジェクト(「特別推進プロジェクト」)を展開してきた。個人ないしグループでの研究は続くもののプロジェクトとしては2019年度で区切りとなり、本号はその最終年度の報告書である⁽¹⁾。

本プロジェクトの立ち上げ経緯についてはすでに紹介しているが(野沢 2019: 187-192)、本学教養教育センターからの提案を受けて「『内なる国際化』に対応した人材の育成」プロジェクト(2015年度～)に学部として加わったことが発端となっている。これは「日本国内に暮らす外国につながる多様な人たちの現実とその支援について学ぶ機会を提供し、国際化した日本国内で活躍できる人材を養成すること」(高桑 2016)をねらいとするものである。ねらいの通り、学生教育にかかわるものであるが、一連の活動を通して教員・スタッフにも学ぶところが多かった。たとえば、社会福祉法人「さほうと21」などとの連携による「難民の子どもたちの学習支援」を通して、この子どもたちが抱えている多様で複雑な課題と、日本の教育、福祉等々の制度が硬直的でそれらに対応できていない事実などが見えてきた(野沢 2019: 190)。教

育、福祉、家族など、このテーマには直接かわらないけれど多様な専門分野のスタッフが、ともに学ぶことで、各分野での課題をそれぞれ持ち帰るとともに、今後の支援につながる小さな一石になるかもしれないという期待から、共同研究プロジェクト構想につながった。

もちろん非専門家が3年程度それぞれの業務の合間を縫って勉強したからといって大きな成果を期待できるものではない。しかし、あえて組織的共同研究へと進んだ理由の一つは「外国につながる子どもたち」の多様性に驚いたことである。「外国」といっても無国籍や日本国籍を含めて多様で、「子ども」といっても制度上はともかく支援の必要性からいうと年齢で区切れるものではない。定義しづらい、わからないことの多さは、ホスト社会として見直すべきことの多さを指摘するようであった。また、移動先では第二世代以降であることが多い子どもたちは、通訳などで親・祖父母世代を支援する存在になったり、国境を越えた移動とともに親の離婚・再婚などを経験したり、上の世代との関係に困難を抱えることも多い。成長するにしたがって、親や祖父母とのつながりを自分のアイデンティティの固有性を探索する際の手がかりとする傾向もある。その意味では、親や祖父母世代を含む家族関係構造の複雑さを視野に含める必要もある。こうした課題の多様さ、複雑さ

に触れるにしたがって、多様な専門領域の本学部関連研究者が共同研究する意義も感じられるようになった。

日本では、福祉や教育など多くの分野において伝統的な家族制度を前提とした考え方が残っており、その硬直性は時に問題として現れる。新型コロナウイルス感染症に関する「特別定額給付金」が世帯主に一括して支給されるためにDVなど家族の事情を抱える人たちに支障が生じたことなどは記憶に新しい。給付自体は国籍を問わずに行われ、技能実習生などにも対象が拡大されたが、そこでも住所、住民基本台帳の記載、口座などをめぐって、困難な事情を抱える人ほど支援を受けにくい状況がみられた。また、外国ルーツの家族に相対的に多く見られる離婚後の家族で、コロナ禍で別居の親子の面会交流が途絶えがちになると指摘される。だが、こうした支援ニーズは、社会的に可視化されにくい。制度の硬直性がマイノリティ化した多様な人たちに困難をもたらす状況は「外国人」以外にも増えている。「内なる国際化」はそれを改善する点では「国際化」にかぎらない「多文化共生」の一環でもある。その意味でも「生活保障システムの再編」をどこまでさかのぼり、どこまで広げて考えるか、は重要な課題である。

日本政府が「移民」を正式に認めないまま、歴史的に、課題への対応が(あきらめを含めて)まず当事者自身に、そして関連する現場の担当者や支援者に任される状況は長く続いている。そのためもあって、自治体などによって対応の仕方も大きく異なる。本プロジェクトでは、参加者がそれぞれの視点から、自然発生的ないくつかのグループに分かれる形で、この多様な経緯を見てきた。本号を含めた報告論文は、互いに独立しており、まだ全体として考察するには至っていない。それを補うために、この序論では、各グループの問題関心がどのように形成さ

れたかを簡単に紹介していきたい。

2節 地域の課題としての多文化共生—何を通して見るか？

2-1 多文化共生社会と地域との関係

総務省の「多文化共生の推進に関する研究会」は2006年の報告書において、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。ダイバーシティ研究所の田村太郎などによれば、「多文化共生」は目指すべき社会のあり方を示したものであり、行政なども使いやすい言葉だった反面、普及に際しては現実の問題から目を背けるといった批判があったという⁽²⁾。

目標と現実の問題との関係が問われたのは、上記の定義のうち、「文化的ちがいを認め合い」と「対等な関係を築こう」とする点にあると推測される。前史を見ると、1980年代後半から指紋押捺問題など在外国人の人権への関心も高まり、「共生」という概念が広まりだしたが、それにたいしては、指紋押捺もそうであるように基本的な人権・生存権の差がまず指摘されている(毎日新聞 1986.11.19夕刊)。同様に、1988年、日韓法的地位協定「91年協議」に向けた「在日朝鮮人の帰化」シンポジウムに触れた記事の中で読売新聞記者は、「帰化」奨励が「日本人化」をすすめる立場だと政策を批判し、「自分たちと異質の存在、異質の文化や価値観をもつ人びとといかにうまくつき合い、共存・共栄できるか」という問題への対応が必要だと指摘している(読売新聞 1988.5.19夕刊=井上英司記者「立ちほだかる差別」)。この課題は現在も続くもので、「共生」と「同化」の関係は今後も問いとして残っていくだろう。

近代日本の歴史を通じて外国からの来住者は

一時的・例外的な存在とされ、その人たちが生涯を過ごすことを前提とした全国的な枠組みづくりはなされていない。第二次大戦後の「第三国」の創出や近年の技能実習生制度などを見ても、そこには意図的な動きがあり、現実とのギャップは広がっている。医療、福祉などに関する困難に直面した人たちに自助が求められる状況が続き、そこから少しずつ互助や支援のしくみがつくられてきた。

主にその調整役を担ったのは自治体や地域のNPOなどだった⁽³⁾。総務省の報告書が「現行の国の各種制度は外国人受け入れに関する課題に十分対応していないため、住民サービスの直接の提供主体である地方自治体は様々な問題に直面している」と指摘するように(総務省 2006: 2)、民族差別や文化摩擦の存在を否定する動きさえある中で、各関係自治体は多様な方法でこの課題に取り組んできた。

2-2 地域づくりへの多様な経緯

日本には多くの外国人集住地域が存在するが、その経緯は地域によって多様である。その経験は「多文化共生」という言葉の誕生にも、それをめぐる議論にも深く影響を与えている。

一般に「多文化共生の起源」とされるのは在日韓国・朝鮮人の集住地区である神奈川県川崎市南部の「おおひん地区」での地域活動であり、1993年に地域づくり提言の一つとして「多文化共生」が表われる(朝日新聞 1993.12.17神奈川版; 栗本 2016: 71-72; 脇坂 2016: 91)。

その後、1995年の阪神淡路大震災の際に電話による多言語での情報提供を行った「外国人地震情報センター」を契機として、同年、兵庫や大阪などで「多文化共生センター」が設立され、他地域にも同様の動きが広まった。2000年前後からは、自治体の長期計画や宣言などにも広く使われるようになっていく。

在日韓国・朝鮮人の歴史は100年に及ぶが、1990年前後になってその集住地域で「多文化共生」が表明され始めたのはなぜだろうか。その経緯については後で少し触れるが、理由の一つに、1980年代後半以降フィリピンなどからのニューカマーが全国的に増えてきており、川崎でも「多」文化のリアリティが増していったことも挙げられる。

ただし、同じ時代のニューカマーとしては、ブラジルやペルーから来住する労働者も多く、その子どもたちへの日本語教育や学習支援も各地で大きな課題として浮かび上がってくるのだが、そこでの多文化共生への経緯は川崎などと少し異なる。南米から来日した人たちの集住地域はオールドタイマーの居住地とあまり重ならなかったため、横浜市など従来から外国人居住者の多い自治体の経験は行政対策において参考にはされたものの⁽⁴⁾、どう接続されたかは明確でない。大きな課題でもあった子どもたちへの学習支援に関して見ると南米から呼び寄せられた子の中には就学年齢に達している場合も多く、まず日本の学校に通う前の日本語支援が喫緊の必要だったこともあり、韓国・朝鮮の民族教育などが参考にされた形跡は薄い。

ここでは、川崎市などとは少し異なるルートで多文化社会への地域づくりが進んでいる。たとえば静岡県浜松市は2001年に「浜松市世界都市化ビジョン」を策定し、主要施策の最初に「共生」をあげている。その前史をさかのぼると任意団体としての「浜松市国際交流協会」が商工会議所内に事務局を置いて開設されている。その発端はスズキ、ヤマハなどの企業による海外交流が増えてきたことから市民間の国際交流も広がっていくという目的が主であった。その後、1980年代にフィリピン、バングラデシュなどから来る人たちの支援に関わるグループが生まれ、1990年に入ると日系ブラジル人労働者が

急増することで1991年に財団法人として「国際交流協会」として改組、組織化がすすんだという⁽⁵⁾。2008年には国際交流センターが「浜松市多文化共生センター」へと名称変更されるなど、グローバル人材育成等の「まちづくり」を視野に入れた動きが加速される。ただ、人口移動の変化もあり、その具体的な柱がなんなのか、地域や時代によって変わるものなのかははっきりしない。2001年に浜松市の呼びかけによって「外国人集住都市会議」が結成されているが、出身国や居住・就業形態の多様化などを受けて入退会をめぐる推移も複雑である。⁽⁶⁾

これらをまとめると多文化共生への出発点としては、在日韓国・朝鮮をめぐる地域活動、グローバル化にともなう姉妹都市などの国際交流、いわゆるニューカマー外国人の増加とそれに伴う外国人集住都市の発生⁽⁷⁾、そして、防災情報やボランティアなどに関わる動きがあり⁽⁸⁾、それらが地域ごとに多様な重なりを示してきたと言えるだろう。

2-3 地域づくりと個人の尊重との連携

上記の通り、日本におけるオールドタイマーの存在と「多文化共生」とが単純に結びついてこなかった理由の一つとして、同化・異化をめぐる多様性がある(高橋他 1996: 65-66)。とくに学校教育は言語と政治が制度的にも重なる現場で、戦前から議論の対象になってきたが(中島 2005)、植民地化・日本の敗戦・朝鮮戦争などにかかわる歴史的経緯の中で議論も複雑であった。教育を受ける本人や家族の側にも多様な選択があり、地域における在日外国人の分布や状況も多様で、その支援に関する意見も異なることから、取り組みにかかわる経緯や時期も変わってくる。

国政レベルでの対立と個別の実際的な社会関係をどうつなぐかという際に、教育と地域社会

の連携はきわめて重要な位置にあり、そこでの柔軟性は地域にとって貴重である。

たとえば1982年に川崎市で在日韓国・朝鮮人にかんして差別を認め学校教育で取り組むことへの要望が出された際、学校から「いじめや非行は取り組むべき課題でも」「人権教育に取り組んできたのであるから、差別はあり得ない」という抵抗があった。この時には、社会教育畑の人たちが架け橋になった。おおひん地区をはじめとして貧困などの問題をかかえる地域を支援してきた職員などが複数いて、それが自治研究センター(1985年設立)などともかかわってきたことが背景にある(元森・坂口 2020: 171)。

この経緯は、上記のように、おおひん地区が多文化共生の発祥になったことと重なっている。この地域は京浜工業地帯の造成期から韓国・朝鮮の人たちの集住地帯であり、民族差別に対抗する運動の中心地の一つでもあった。国籍条項などの差別撤廃と民族教育などを担ってきた運動が、批判・葛藤を抱えつつも「多文化共生」を掲げるようになるには、2つの重要な認識変化を含む一連の流れがあったからだと考えられる。1つは、活動の対象として生活や地域が重視されていくことである。ふれあい館では次のようにうかがった。

「差別っていうのが地域社会にあるんだ。国籍上による排除や意識の問題ではなくて、まさに生活の中に、諦めや絶望や自暴自棄の中に、私たちは一番その日立を勝利した中で地域活動としてやんなきゃいけないという体(てい)になっていきますね。」⁽⁹⁾

もう1つは、こうした地域活動として青丘社(1973年設立)が認可保育園などを運営していく中で、在日であるかどうかにかかわらず「この地域にだれもが利用できる公的施設」が建てられないかという思いにつながり、川崎市との折衝の末、1988年にふれあい館が設立されたこと

である(川崎市ふれあい館他 2018:1; 裴重度 2007)。折からフィリピンなどからの移住が増えてきたこともあってこれを機とした地域づくり協議会の中で「多文化共生」へのプランが持ち上がる。

「ちょっと言葉としては『民族差別と戦う』じゃなくて、『共に生きる』とか気持ち悪い言葉になりますけれども、それでも僕らが活動する上での市民権を得ていくという形になるんですね。今までは市民権すらなかったのが、一定の市民権を得ていくと少しいろんな思いを持っていた日本人も含めて地域の中にはいろんな人がいらっしやる。」⁽¹⁰⁾

自治体としても社会活動に熱心で、社会教育の現場に多くの人材がいたことが市としても「ふれあい館」設立を推進する力となり、また、その際「公設民営」などに疑問を呈する地域の人たちとの間を仲介する市職員がいたことが、多様な人たちが集まって地域づくりをしていく「多文化共生」にもつながったのである⁽¹¹⁾。

似た動きが京都や大阪など、他の韓国・朝鮮人の多い地域で展開していた。言うまでもなく、これらの地域には社会経済的に弱く、困難を抱える人たちが多く、そういう地域だからこそ寄る辺の少ない在日外国人も入りやすく、川崎の桜本保育園(上記参照、1969年無認可保育園として開館)や京都の希望の家カトリック保育園(1967年)は設立当初から国籍等に関係なく障害のある子どもたちの世話をしてきた。その意味では以前からあった「共に生きる」が地域として共有される際に「多文化共生」という言葉になって出てきたのかもしれない。

あわせて触れておくならば、個人の尊重の確認も、多文化共生の地域づくりにかかわっている。たとえば京都市の教員などが参加した「外国人教育研究推進委員会」は全国的にもかなり早い1981年に『外国人教育の基本方針(試案)』

を策定しており、これは後に京都市教育委員会の人権教育に取り入れられる。以前から大阪市などと並んで京都市では公立学校での民族学級があり、また、在日の子どもの生活や学習についても教員の研究課題としては議論されてきたものの集住地区など一部の学校での取り組みにかぎられてきた外国人の人権教育が、京都市として取り組まれるようになったといえる(松下 2004:128など)。その後、1992年度に「民族差別をなくす教育の方針」が教育委員会の方針として定められ、児童・生徒、教職員、市民が、韓国・朝鮮の文化に対する正しい認識を培うための講座などが実施される(人権教育検討委員会・京都市教育委員会 2002:20)。1999年から卒業証書などにおいて、希望に応じてそれぞれの国固有の暦年を表記している。同委員会が指摘する通り、人権尊重、人権教育は一般的な認識にとどまりやすく、個人のこととして具体化するのには必ずしも簡単ではない(人権教育検討委員会・京都市教育委員会 2002:2)。こうした実践を具体化していく際にも学校と自治体が果たしてきた役割は大きい。

2-4 地域社会の多様な経験から学ぶもの

日本語教育の専門家として川崎市の識字学級に長くかかわってきた山田泉は、オールドタイマー一世が高齢になって初めて読み書きを習う川崎市南部の教室と、すでに高等教育を受けたニューカマーが日本語を学ぶ中北部の教室では、学習内容などは違うものの「単に日本語を学ぶ、教えるだけでなく、ともに学んで自らが変わり、ともに生きるためにふさわしい社会に変えていくことを目指すものでありたいとする」目標が共通すると指摘する(山田 2008:42-43)。この指摘が意味するのは、日本語学習の受益者は学習者本人である以上に、その人たちの社会参加を得るホスト社会の側にあるとい

う認識である。これは「外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進」という多文化共生の地域づくりに適合するものだろう⁽¹²⁾。

上記に続けて山田が、教育機会提供を社会側の責任と考える「補償教育」をニューカマーの人たちを含めた日本語学習にあてはめる可能性に言及するように(山田 2008 : 42-43)、多文化共生社会の意義は、ホスト社会としての日本が自ら学ぶという点で、全国的なものである。だが、その認識が完全に共有されるには、まだ少し時間を要しそうである。

外国からの移住が移住者本人の都合によるもののみ捉えられ、学習やコミュニケーションの受益者が本人や雇用者などに限定されてしまうと、多文化共生は支援(ボランティアや行政サービス)の範囲にとどめられてしまう⁽¹³⁾。セクシュアリティなどについても言えることだが、「多文化共生」が単なる多様性の「許容」とどまっていたのでは「ともに生きるためにふさわしい社会」は見えてこないし、名目だけの「支え合い」では当事者や支援者に負担を押しつけるだけで終わってしまう。

それに対して、見てきたような多文化共生の地域づくりでもう一つ大事にされるのは新たなものの創出や発信である。イベントなどから始まり、新たな施設や活動などをひろげていくことが求められている⁽¹⁴⁾。全国で多くの地域が少子高齢化などの課題を抱えており、閉塞しているのは地域の維持可能性が低下するという危機感も広がっている。その中で地域およびそこに住む人びとの活力を高める交流や参加が求められている。それについて在住外国人の数や比率の多い地域が共通して、多文化共生を地域づくりとして位置づけてきた意味は大きいのではないか。

本プロジェクトは手分けをする形で、いくつ

かの地域の経験を追ってきた。それぞれの事例については、本誌や前年、前々年の年報などで各論文が詳しく論じている通りである。まだ、地域ごとの経緯の整理も終わっておらず、総合的な考察ができる段階ではないが、専門分野の異なるメンバーで多様な地域・対象を追う中で、多様性や個別性の奥にある共通点も感じられてきた。保育園、学校、あるいは社会教育や識字学級などとの関わりの中で多文化が共生の地域づくりへと進む過程もその一つである。

3節 多文化共生の制度的課題

3-1 医療通訳とは

本プロジェクトでは、日本各地および東アジアの多文化化をめぐる現場の調査を重ねてきた。多文化共生をめぐる課題は広い分野にまたがるが、なかでも医療は多文化をめぐる制度の現実のはざまにさまざまな課題が先鋭的に現れる分野であり、早急な解決が求められている状況にある。本節では、多文化医療のなかでも三重県における医療通訳を対象に、生存にもかかわるような基本的ニーズと言語の問題における制度と現実とのずれ、および、それを媒介する地域ごとの支援のあり方について触れる⁽¹⁵⁾。

医療通訳者とは、「日本語が母語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保身を安全かつ安心して提供するために、通訳技能と医学知識を用いて相互理解を支援する専門職」(厚生労働省 2019)である。外国人患者が医療機関を受診する際にまず障害になるのが言語である。在日年数が長い人でも医療現場での会話に苦勞することがあり、日本語を理解することに困難がある人びとが安心して医療を受けられるための医療通訳のニーズは高い。医療機関を受診する外国人、また地域に暮らす外国人も増加しているが、医療機関も外国人を受け入れ

る意向があるにもかかわらず、患者を受け入れるにあたって言語が通じないことが不安要素となっている。この問題に対して、医療機関に医療通訳を配置することが急務となっている。

医療通訳のサービス提供や雇用形態には、医療機関に雇用される者、営利事業者(株式会社等)に雇用される者、非営利団体(NPO、行政機関等)に所属する者などがある。医療通訳は「基礎的な医療知識と多文化知識にもとづき意味を正確にもれなく訳すとともに、患者とソーシャルワーク的な対人援助関係を構築して行う必要がある」専門性の高い業務である(Frew・西村 2016:193)⁽¹⁶⁾。にもかかわらず医療制度における位置づけを欠いており、通訳ビジネスとしても成立しておらず、人材の確保・育成や財源確保が難しく、安定したシステムが成立していないことが、課題となっている(Frew・西村 2016; 厚生労働省 2019; 重野 2016)。

医療通訳をめぐる問題については、実際に通訳業務に携わる事業者など現場を深く知る人びとから文化論的、技術論的な側面の困難が報告されている(長坂・百々2011; 小笠原 2019)。異なる文化間・言語間でのコミュニケーション経験のある者にとって、こうした困難は想定できるものだろう。一方で、制度の課題も存在する。それは医療通訳が日本の医療制度のなかに正当に位置づけられておらず、それゆえ言葉を介した相互行為的なコミュニケーションとしての通訳をとりまく、日本の医療制度自体に言語を超えた課題があるということである。次節では、医療通訳をめぐる制度的課題を紹介することで、内なる国際化に向けた生活保障システムを再編するにあたっては、多角的な視点が必要であることを示したい。

3-2 選定医療費をめぐる課題

愛知県で医療通訳の派遣事業を実施している

金千佳は医療通訳派遣をシステムの観点から分析している。彼女は日本の医療制度の制度変更が医療通訳を利用する患者にとって負担となることを指摘する。その制度変更とは選定療養費をめぐる問題である。彼女の指摘をもとに、医療通訳の問題をより広い文脈からみる総合的な視点の重要性についても喚起したい。

日本の医療制度は国民皆保険制度と診療報酬点数制によって、医療保険に加入しているものはどの病院でも基本的に同じ受診料によって一律な治療が受けられる。そのため最先端医療を求めて、患者が大病院に集中するという状況が続いてきた。しかし、医療費や介護費用の増大するなかで、不要不急の大病院受診を抑制するため数々の「機能分化の試み」がなされてきた。そのような対策の一つに選定療養費の設定がある。これは「必要に応じた医療を適切な医療機関で受けることが推奨されており、まずは地域の診療所を受診した上で、更に高度な医療が必要な場合のみ紹介状を持って大病院を受診することが求め」られるものであり、「その実現のため、地域の診療所からの紹介状を持たずに、200床以上の病床を有する病院を受診した場合には、医療機関の判断によって選定療養費を徴収することが推奨」されることとなった(金千佳 2019:99-100)。

2019年時点では、高度先進医療を提供する特定機能病院や、500床以上の病床を有する大病院、400床以上の病床を有する地域医療支援病院で徴収が義務化されている。「特定機能病院においては初診選定療養費は5,400円が主流であったが、今後は10,800円まで上昇していくと見られ、その他の医療機関や再診選定療養費においても、同じく徴収金額は上昇して行くものと考えられる」(金千佳 2019:100)。

このような状況から、医療通訳システムを提携する医療機関は、選定療養費の徴収が必要な

大病院が多く、医療通訳を利用するには選定療養費を追加徴収される医療機関を受診することとなる。金が分析対象としているのは、主に愛知県であるが、三重県ではどうであろうか。医療通訳を配置している三重県内における医療機

関の一覧をまとめたものが表 1 である。

表 1 に掲げた三重県内で医療通訳を配置している病院の病床数をみると、200床以上の病院が多く、同様の状況にあるとみていいだろう。結果、高額の選定療養費が追加徴収されること

表 1 医療通訳配置医療機関一覧(2020年4月1日時点)

医療機関等名	対応言語	曜日・時間	病床数
市立四日市病院	ポルトガル語	毎週火曜・水曜・金曜 8:30~17:15	568
三重県立総合医療センター	ポルトガル語	毎週月曜 8:30~17:15	423
鈴鹿市保健センター	ポルトガル語	1歳半・3歳健診時 (それぞれ月1日) 13:00~15:00	不明
	スペイン語		
久居保健センター	ポルトガル語	1歳半・3歳健診時 (木曜日 月3~4日) 13:00~16:00	不明
三重北医療センターいなべ総合病院*	ポルトガル語	毎週木曜日 9:00~13:00	220
桑名市総合医療センター*	ポルトガル語	毎週月曜・水曜・金曜 8:30~17:15	400
	スペイン語	毎週月曜から金曜 8:30~17:15	
あかつき台歯科医院	ポルトガル語	毎週月曜・火曜・木曜・金曜・土曜 9:00~12:30 14:00~18:00	不明
四日市市消化器病センター	英語 ポルトガル語 中国語	毎週月曜から土曜 8:30~11:30 14:30~18:00 (土曜は午前のみ)	40
二宮メディカルクリニック*	中国語	毎週月曜・火曜・水曜・金曜・土曜 9:00~12:00 15:00~18:00	40
鈴鹿中央総合病院*	ポルトガル語	毎週月曜から金曜 8:30~14:00	460
	スペイン語	毎週月曜から金曜 9:00~14:00	
鈴鹿回生病院(入院病棟機能)	ポルトガル語	毎週木曜日 9:00~13:00	379
鈴鹿回生病院付属クリニック(外来機能)	ポルトガル語	毎週火曜・木曜 8:30~12:30	
道伯町林医院	英語 北京語 台湾語	毎週月曜・火曜・水曜・金曜・土曜・日曜 9:00~12:00 14:50~18:30 (日曜は午前のみ)	不明

多文化共生に向けた生活保障システムの再編

宮村産婦人科	ポルトガル語 スペイン語	毎週月曜・火曜・水曜・金曜・土曜 8：30～12：00 16：30～18：30 (土曜は午前のみ)	不明
岩瀬歯科医院	フィリピン語	毎週月曜・火曜・水曜・金曜・土曜 9：30～12：30 14：00～18：30	不明
三重大学医学部附属病院	ポルトガル語 スペイン語	毎週月曜から金曜 8：30～17：15	685
済生会松坂総合病院	フィリピン語	毎週月曜から金曜 8：30～17：15	430
西村歯科クリニック	フィリピン語	毎週月曜から土曜 9：00～12：00 14：00～19：00	不明
峰歯科矯正歯科クリニック	ポルトガル語	毎週月曜・火曜・木曜・金曜 9：00～13：00 15：00～19：00 毎週土曜 9：00～12：00 14：00～18：00	不明

出典：三重国際交流財団HPと医療ネットみえと各病院HPの情報から筆者作成

注1：*付記の病院での通訳の利用には事前予約が必要である

で、医療通訳を利用する負担が高まってしまう。その結果は患者にとっても医療制度にとっても不経済なものとなると、彼女は指摘する。

疾患の重症度から考えれば、地域の診療所で十分対応可能な軽症LJP⁽¹⁷⁾患者が、医療通訳を求めて大病院に集中してしまうとすれば、それは、医療機関の機能分化をはかり地域医療を推進しようという、国の医療政策の流れとも相反することになる。医療通訳を介したLJP患者の受診は日本語での受診より時間もかかり、医療機関や医療従事者への負担を増加させることは否めない。そうであるならば尚更、不要不急のLJP患者が大病院を受診することなく、医療へのアクセスを確保できるよう、新たな医療通訳派遣システムの在り方を模索する必要があるのではないだろうか。(金千佳 2019：100)

たしかに疾患の緊急度や程度が低い場合にもかかわらず、言語的な問題のためだけに遠方の大病院に通院し、時間や交通の負担がかかることは患者の側にも医療機関の側に不合理なことになってしまいうだろう。この問題の解決策として、金は地域に根差した医療通訳派遣システムを提案する。

選定療養費を必要としない地域の診療所において利用可能な、地域に根差した医療通訳派遣システムがあれば、LJP患者の不要不急の大病院受診を防ぎ、医療機関の機能分化ひいては日本の医療を守ることにも資することができるであろう。また、LJP患者の視点からも、わざわざ遠くの病院に向き、高額な選定療養費を支弁する必要もなくなる。限定された地域内で稼働する場合には、より緊急性の高いケースに対応できる可能性も高く、その利便性の向上が期待できるであろう。(金千佳 2019：100)

現在の病院単位での医療通訳の配置について、かかるシステム上の問題を考えたとき、金自身も指摘しているように、コスト負担や誤訳の法的免責などの課題はあるものの、医療通訳を地域単位で配置することには検討する価値があるのではないだろうか。同時に金の指摘は、多文化をめぐる論点とともに、必ずしも「多文化」の問題とは考えられてこなかった問題についても論点となることを示唆している。それは、現場の実践においては、「外国人」「国際化」「ダイバーシティ」など、関連が自明と思われる領域だけでなく、必ずしも自明ではないように思われる分野についても、領域横断的に総合的に検討していかなければならないことを教えてくれる。そうした作業は、直線的には多文化共生を志向するもののように思えないかもしれないが、(見かけ上は文化から離れているように見える領域に潜む)単文化(的思考)を相対化する営みであり、迂回路を経たうえでの多文化をめぐる研究となる。

3-3 小括

本節では、このように多文化共生をめぐる実践として医療通訳を取り上げた。そのうえで、制度的な側面にも目を向けて問題を紹介した。

これは、現場の現実を制度・政策のレベルから考える重要性を示している。個人、家族が直面するマイクロレベルの問題と、制度、政策、社会構造というマクロレベルの問題とを対比的にとらえるのではなく、ひとつながりのものとしてとらえられなければならない。多文化共生をめぐる研究は、ともすればマイクロな事例分析がマクロな政策の検討や批判とに分化されているものの、今後はその両者をつなぐ議論が求められるだろう。その意味で、マイクロとマクロの中間に位置し、両方にまたがる地域社会、組織や団体などメゾレベルの視点が大事であることが

わかる。マイクロな「現場」での移民・外国人住民との対等な関係づくりのプロセスは、メゾレベルでの実践として広がることで、マクロな社会構造の変革につながっていく可能性がある。またマクロな構造変化がすぐには進まないとしても、メゾレベルでできることは大きいはずだ。生活保障システムの再編には、こうしたマイクロ・メゾ・マクロの相互補完が必要となる。

4節 東アジアにおける比較の視点—韓国・台湾・シンガポール

本節では、日本国内のいくつかの地域を取り上げて多文化状況を検討してきた本プロジェクトが、日本の状況を相対化し、比較の観点からその特徴を浮かび上がらせるために、並行して実施した東アジアの3つの社会(韓国・台湾・シンガポール)での事例研究からの知見を概観する⁽¹⁸⁾。本節は、韓国での現地調査(2018年3月実施)の成果についての既報(米澤・金2019)および本誌本号掲載の東アジア3社会の比較検討(野沢・金・米澤2021)に基づき、それぞれの社会の状況をごく簡単に要約し、前節で提起されたマイクロ・メゾ・マクロの相互補完に関して、日本社会についての分析との比較検討の足がかりを提示したい。

4-1 韓国の制度・政策と支援の事例

韓国社会の多文化状況については、大きく2つの国内・国際的な社会状況の変化への対応として受け入れ経路が拡大してきた点を指摘できる。第一の経路は、国内で不足する労働力を補うかたちで労働者が国外から流入する経路である。1990年代以降、主に東南アジアの国・地域から外国人労働者の受け入れ政策が展開し、1990年代を通じて、主に3K業種の中小企業に多くの労働者を受け入れた。これと並行して、1980年代半ばから在中朝鮮族の国内流入が増加

した。とくに1992年の中韓外交正常化により、朝鮮族が短期ビザで入国し、不法滞在で働くケースが増加した。それに対して2002年の「産業管理制度」を導入して、在中の朝鮮族に加えて在旧ソ連地域の高麗人に対して就業を公式に認め、その数はさらに増えた。韓国の外国人労働者受け入れ制度・政策的特徴は、2004年の「雇用許可制」という新しい制度による積極的・政策的な受け入れにある。これによって、韓国企業が「合法的に外国人労働者を雇用」することを可能にした。韓国系外国人労働者(在外同胞)とベトナムやフィリピンなど、16ヵ国政府との二国間協定で韓国政府が人数枠を決めて受け入れる二重基準の2本立て制度によって、国外からの労働者を政策的に受け入れてきた。

第二の経路は、2000年代以降に急増した国際結婚を通じた結婚移民者である。農村男性や経済的に厳しい状況にある多くの男性の未婚問題を背景として、言語・文化の面で同質的とみなされた朝鮮族女性の結婚移民が、1992年の中韓外交正常化も手伝って、拡大した。さらに、2000年代以降は東南アジア諸国・地域の女性との結婚が増えた。人口減少や高齢化に悩む自治体による金銭的な支援など国際結婚を奨励する政策が積極的に推進されたことがそれを後押ししたことになる。

結果として増加した移民人口とその子ども世代の韓国社会への適応の問題が浮上したが、そこにも韓国政府と自治体およびそれらと連携した民間団体による支援の展開がある。適応に苦しむ結婚移民女性に対しては、政府が仲介業者の規制を進め、国際結婚の文化的摩擦を緩和する対応が政策的に展開した。さらに、結婚移民が形成する家族における家族間コミュニケーション困難や家庭内暴力、子ども世代の教育やいじめなどの問題に対する支援が展開されてきた。政府が2006年に「女性結婚移民者家族の社

会統合支援対策」を発表して結婚移民者への支援が始まり、「結婚移民者家族支援センター」が全国に21ヵ所設置された。2007年の「在韓外国人処遇法」、2008年の「多文化家族支援法」が施行され、法的根拠をもって結婚移民者とその家族に対する支援が活発に展開されてきた。結婚移民者家族支援センターが「多文化家族支援センター」と名称変更され、2018年現在、韓国に235ある自治体のうち218ヵ所に設置されている。支援事業の主な内容としては、韓国語教室、韓国社会の理解のための教育、子どもの教育への支援、家族および個人に対する相談、結婚移民者への就労支援などを行っている。既存の総合社会福祉館(2018年現在、全国に465ヵ所)でも、外国人とその家族の生活および就労支援のためのプログラムを開発し展開している。

本プロジェクトの調査チームが2018年3月に訪問した永登浦(ヨンドンポ)区多文化家族支援センターの事例に見られるように、結婚移民本人の地域社会での定着支援だけでなく、就労支援のような雇用政策、子育て支援を含む家族政策、子どもの学習支援を目的とした教育政策、いわゆる「多文化家族」を受け入れる体制構築のための地域社会づくり政策など、非常に広範に多様な支援が行われている。

4-2 台湾の制度・政策と支援の事例

韓国と比較すると、従来からより顕著な形で多文化社会が形成された台湾では、様々な民族的ルーツの下にある人々が生活しているが、1980年代から増加してきた労働移民や結婚移民は新移民と呼ばれ、新しい対応が必要とされた。台湾の移民も、韓国同様に、結婚移民と労働移民(経済移民)に大別される。このような新移民に対する移民政策の基本理念として、「集団の質」(population quality)という概念が重視されていると言われる。台湾における人口の質を保

つために、経済移民も結婚移民も「高い質」が求められてきた。そのために、高技能の人材の導入が優先され、同時に結婚移民の子どもに対して教育支援がなされるという背景がある。

結婚移民に着目してみると、その増加は、韓国など他の東アジア社会と同様に、台湾社会の晩婚化、未婚化、および少子高齢化を背景としており、女性配偶者の不足が結婚移民増加の主な要因である(当初はとくに農村地域だったが後に都市に拡大)。「入出国及移民法」が2004年に改正されたことによって、結婚移民の受け入れ体制が整備された。2009年の総結婚数の18.6%が国際結婚(大陸人・マカオ人を含む)であり(現在は7%程度)、結婚移民女性は(大陸人・マカオ人を除けば)その多くが東南アジア出身である。

結婚移民は、脆弱な社会的立場に置かれ続けている。女性結婚移民と台湾人男性の結婚では、男性配偶者の社会・経済的地位が高くなく、家庭内外の社会関係が脆弱であり、配偶者からの深刻な暴力に悩まされる事例も少なくない。2000年代以降の結婚移民にかかわる政策は、市民運動の展開を受けて、営利目的の結婚仲介業者の禁止、移民女性への経済的証明や就労許可の緩和など、基本的には結婚移民の社会的権利を拡充する方向に変化した。

にもかかわらず、子どもを持つ結婚移民は、異なる文化で養育するという課題にも直面して深刻な悩みを抱えやすい。外国人である母親が子どもの養育・教育に十分な役割を果たせないことを危惧する台湾政府(内政部と教育部が所管)は、1995年の「言語学習コース」設置を始めとして、学習支援に注力してきた。そして、結婚移民女性とその子どもたちの両方を教育・支援する仕組みが1999年代以降充実していった。「集団の質」を維持するための政策である。所管する政府の教育部は、地方自治体や民間団

体を通じて、「成人基本教育クラス」、「小中学校付属の補習学校」、「家庭教育センター」、「コミュニティカレッジ」、「新移民学習センター」、「内政部の生活適応クラス」を整備してきた。

本プロジェクトの研究グループが2019年3月に訪問した「台湾新住民家庭成長協会」は、6ヵ国語での相談や支援に対応する民間の非営利組織である。競争の厳しい台湾での学校教育についていけない子どもたちへの学習支援を行うと同時に、両国の言語を習得することによる独自のキャリア形成支援という意味で親の出身国の言語を学ぶプログラムが用意されていた。

少子化を背景として、結婚移民が戦略的に受け入れられ、語学教育支援や第二世代への行政・民間のサポートが、既存の学校教育制度を絡めて全国的に整備されている点に台湾の特徴がある。同時に、市民団体からの政府への働きかけや民間団体の支援活動も重要な役割を果たしていることも注目される。

4-3 シンガポールの制度・政策と支援の事例

シンガポールは、1965年のマレーシアからの独立以降、中華系(住民人口構成比率約75%)、マレー系(10%台)、インド系(10%未満)、その他という構成によるCMIOモデルと呼ばれる人種構成モデルが根づいている。各エスニック・コミュニティの独自性を尊重する多人種主義・多文化主義・多言語主義・多宗教主義にメリトクラシー(能力主義的な教育システム)を加えた(4Ms+M)の論理に基づき経済国家主義の社会システムが構築されてきたと言われる。「人材だけが資源」と言われる小国家シンガポールの政府は、台湾や韓国同様に、高度な能力を身につけた人材を質的にも量的にも確保するためのシステムを目指してきた。労働力不足解消のために移住労働者を導入する試行錯誤の歴史が長く、海外の高度人材と、国内労働市場で不足す

る非熟練労働者の補充を、差別化しつつ同時に実現するための「洗練」された制度を構築して厳密に運用してきた「アジアの先進事例」である。結果として、2019年のシンガポールの総人口570.3万人のうち、永住権取得外国人(9.2%)のほかに、永住権を持たない外国人が約3割(29.4%)を占める。

とくに女性の移住者に着目すると、ひとつの大きな流れとして、1978年から受け入れを開始した外国人家事労働者がある。建設業・製造業の男性労働者とともに、シンガポール女性の高学歴化に伴う就労促進のために家事労働を担う海外女性が導入された(2019年末の時点で、外国人家事労働者が261,800人)。しかし、フィリピンやインドネシアなどからの女性家事労働者に対しては、基本的にシンガポールに定着させないような措置が取られ(結婚や家族の呼び寄せが認められず、定期的な検査で妊娠が判明すれば国外退去)、その意味で彼女らの生活の基盤はきわめて脆弱である。雇用者による身体的・性的虐待の被害が1990年代に社会問題になり、インドネシアやフィリピンの大使館やNGOによる支援活動が展開されている。

もうひとつは、韓国、台湾と同様に、未婚化を背景とした結婚移民である。政府の統計などから結婚移民を見つけることは難しいが、2018年の婚姻総数において、シンガポール市民とそれ以外のカテゴリーとの組み合わせは3割強を占める。このうち夫がシンガポール市民で妻が外国人という組み合わせは、婚姻総数の17%を占めている。このカテゴリーには、仲介業者経由の結婚移民が含まれると推測される。結婚移民女性たちは、言語能力、現地知識、経済的資源の不足という点で多重に脆弱な立場に置かれているため、シンガポール市民である夫との不均衡な勢力関係に置かれている。離婚すると夫の判断次第で妻が国外退去に追い込まれるな

ど、さらに弱い立場に追い込まれやすい。

社会の経済的ニーズへの対応として政策的に導入された家事労働者については社会の関心も比較的高まったが、結婚移民(外国人花嫁)の受け入れは私的な領域の問題とみなされ、経済政策を重視する政府の政策課題に含まれてこなかったことは皮肉な結果を生んでいる。多文化主義が確立され、メリトクラシーに基づく教育立国・シンガポールであるがゆえに、むしろ結婚移民の子どもたちへの特別な言語教育支援などは主張されにくいという指摘もある。

4-4 小括—東アジアにおける支援政策の多様性

現地での情報収集と文献リサーチの両面において、本プロジェクトの海外現地調査全体が体系的に展開されたとは言いがたく、また各地での調査の深度や角度においてもばらつきがあるため、本稿に描かれた3つの社会の状況を厳密に比較することは難しい。あくまでゆるやかな仮説の提示という意味で3つの論点を最後に挙げたい。

第一に、労働力不足を補うために、制度改革と政策展開によって、海外の人材を積極的に導入した点では、これら3つの社会は共通している(そして日本社会の動きも、ある程度は、同様の枠組に入るだろう)。

しかし、第二に、その政策上の舵の切り方には多様性がある。韓国のように、労働力人口の流入が増え続ける状況を追認するかたちで、移民の受け入れに関する法制度を整え、合法的に移民労働者を受け入れ、その適応の過程で生じる問題への対処を政策として打ち出す選択をしてきた社会もある。それに対してシンガポールのように、高度人材を移民として積極的に受け入れる一方で、非熟練労働者(女性家事労働者を含む)については長期的・永続的な定着を容

認しない方針を貫く社会もある。

第三に、人口の少子化、未婚化、高齢化などの変化を背景とした結婚移民の位置づけについては、さらに大きな差異が見られる。韓国と台湾は、結婚移民を積極的に受け入れて、さらにその家族の適応を支援する政策を政府が主導して展開してきた。一方、シンガポールでは、結婚移民を公的に奨励している形跡が見られず、民間仲介業者経由の女性結婚移民の人権問題などへの介入政策もあまりなされていない。いわゆる新移民が形成する多文化家族とその子どもたちに対する支援もなされていない。逆説的なことだが、単一民族イデオロギーの強かった韓国が政府レベルの多文化政策を推進したのに対して、多文化主義の理念に基づいて国家システムを築いてきたシンガポールでは(高度人材を除く)新たな移民の受け入れやその支援に政府の関心が向かわないように見える。

この逆説の解明を含めて、こうした東アジアの3つの社会の間に、なぜこのような差異が生じたのかという問いは今後の課題として残されている。

5 節 むすび—東アジアにおける多文化社会・日本の位置

こうした東アジアの社会の概要を、本稿の前半で概観した日本の状況に重ね合わせてみると何が言えるだろうか。各社会の状況や歴史的文脈の詳細を抜きに比較することは乱暴だが、いくつか着目すべき点がある。

第一に指摘できることは、日本社会も、婚姻率の低下と離婚率の上昇、少子化、高齢化など、東アジアの近隣社会と共通する人口学的変化を経験し、東南アジアやブラジルなどの日系人など新しい人口流入を経験した。そうしたニューカマー人口への社会的対応は、それ以前からの在日韓国・朝鮮人支援の団体やその居住自治体

の動きと連動したり(例えば、川崎市について元森・坂口[2020]参照)、あるいはまったく独立に多文化共生への新規取り組みが生まれたりしながら、多くの地域社会で自治体行政と民間の団体が連携を作る動きが重層的に展開してきた。ここには、韓国や台湾の社会における動きに近いものがある。ミクロから、メゾレベルの地域的な組織による対応が日本社会にも歴史的に積み上げられてきた。

しかしながら、第二に、本稿1節でも触れた国レベルの政策の欠如が、とりわけ韓国や台湾との比較によって明瞭になった。日本政府が、「移民」の現実を直視して全体的な現実認識に基づいた「移民政策」を論じることを避けつつけていることが、決定的に大きな違いをもたらしているという疑いが深まった(藤川・野沢2019)。本稿3節の医療通訳の問題の分析が明らかにしたように、現場のニーズに対応する組織化は地域レベルで多様に起こっているが、それが国レベルの領域横断的な移民政策不在のために、医療制度への接続が困難となり、解決が遠ざかる。小井土・上林(2018)が論じているように、「移民政策の断片化」や「移民政策論議の『タコツボ化』のリスク」が増大し、「各領域を俯瞰することの困難化」が進行している。この点では、先行する韓国・台湾の政策展開から学ぶことは多い。一方、多文化主義に基づきながら能力主義的なシステムとしての社会を構築することに成功してきたようにみえるシンガポールに、新たな移民の適応を支援する政策的枠組が欠如していることと、日本の状況とは共通点がありそうにも思えてくる。

落合(2013)は、東アジア諸国における家事労働者の受け入れの差異に関連して、次のように論じる。「圧縮された近代」を経験して不断の変化を受け入れてきた他の東アジア社会に比較して、先んじて近代化(近代家族の成立)を達成

した日本は、「1960年代のシステムを堅持し、社会の根底からの変容に直面しても、数多くの側面において変化に抵抗している」と(野沢・金・米澤 [2021] に引用)。もしそうなら、この点が移民に関するマクロな政策の欠如と関連している可能性がある。

例えば、多文化家族の離婚・再婚の経験率の高さが推測されているが(藤川・野沢 2019)、移民の子ども世代にとって、その社会の家族(離婚)制度の硬直性がその困難の大きさに影響を及ぼすだろう。他の東アジア社会に比べて、日本では1960年代の家族、教育、社会福祉、医療などのシステムが社会の根底からの変容に抵抗しているとしたら、単に移民政策の不在だけでなく、時代遅れになった制度の集合的効果として、外国ルーツの子どもたちだけでなく、日本ルーツの子どもたちにとっての育ちが難しい状況を招来している可能性がある(野沢・菊地 2021)。この点を含めて、さらに日本社会のマクロな制度状況とミクロな家族・子どもの経験との関連、その中間にある自治体や民間団体の社会的役割について考察を深めることが、本プロジェクトの課題として残されている。

【注】

- (1) これまでの報告論文として、野沢(2019)、藤川・野沢(2019)、高倉(2019)、米澤・金(2019)、浅川(2020)、元森・坂口(2020)、阿部(2020)などがある。
- (2) 田村(2014, 2016)などによる。そこには「外国人が直面するシビアな現実が見えにくくなる」という批判と自国文化の否定につながるという批判がある。また、共生をとまわらない「すみわけ」型の社会進行で経済的困難に追い込まれた移民の増加による格差や犯罪などの社会問題を「多文化共生の失敗」と評するような多文化化への反論も指摘される(田村 2014: 56)
- (3) もちろん国の省庁も各領域で外国人への支援策は示しており、各種の通達などが自治体の施策を支えている場合も多い。たとえば来日した児童生徒の学習支援に関する施策については高倉(2019)などを参照。
- (4) 浜松市では1991~92年に外国語学習などの支援策を検討する際に横浜市や名古屋市などを参考にしたが、その後、多様性を生かす施策を検討する中では南米系ニューカマーの人たちの多い自治体との関係が大きくなっていく。
- (5) 浜松国際交流協会でのヒアリング(2019年3月7日)。
- (6) 「外国人集住都市会議 なぜ脱退続く」『朝日新聞』群馬版 2019.2.15。
- (7) ニューカマーとしての外国人労働者の増加の少し以前には、国際結婚によって外国人人口が増えた地域とそこでの国際交流への動きがあったが、調査できていない。
- (8) 多文化共生センターとの関わりの深いダイバーシティ研究所(2007年設立)のように、「多文化」が「国際性」とのみつながるわけではなく、これは川崎、京都などでの活動においても意識されている。
- (9) ふれあい館でのヒアリング(2018年9月10日)より。
- (10) 同上。
- (11) この経緯に関する文献は多数ある。元森・坂口(2020)を参照されたい。
- (12) 「京都市国際化推進プラン」の3本柱の1つ「多文化が息づくまち・京都」の説明を引用した。
- (13) 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実が文科省によって組織的に検討され始めたのは2010年頃で、2017年頃から担当教員が「加配」から「基礎定数」として増え始めている。現在でも教員や学校、教委などの自主的な取り組みに頼る部分大きい。また、たとえば医療通訳の経費が病院に求められる一面もある。これらは形を変えて、受診者や通訳者の負担を増すことにもつながり得る。
- (14) 京都駅周辺では「文化芸術による地域のまちづくり」が進んでいる。京都市立芸術大学の駅東部崇仁地区への移転による周辺地域の再開発を中心とするものだが、そこでも多様な国際交流が新たな芸術文化につながる事が期待されている。
- (15) 本プロジェクトでは、三重県における多文化医療および医療通訳をめぐる現状と課題について、複数回のヒアリング調査を実施してい

- る。この調査の詳細については本誌本号掲載の(阿部 2021)を参照してほしい。
- (16) 医療通訳に関する基本的知識や、海外の制度紹介、具体的なノウハウをまとめた一般向けの書籍としては、『医療通訳入門』(連監修 2007)がある。
- (17) LJPとは、Limited Japanese Proficiencyの頭文字であり「日本語能力が不十分な」の意である。アメリカにおいて、英語能力が不十分な患者をLEP Patient (Patient with Limited English Proficiency)と呼ぶことに由来する。日本においては、あらゆる場面で「外国人」の呼称が用いられるが、「外国人」とはその国籍による分類に基づいている。通訳という営みにおいて重要なのは、対象者の国籍ではなく言語(母語)であり、通訳を必要とする人々には海外にルーツを持つ日本国籍者も含まれている(これらの人々は、統計上「外国人」には含まれていない)。一方、国籍上は「外国人」であっても、日本語を母語とし通訳を必要としない者もいる。国籍と言語が必ずしも一致しない現状においては、通訳の対象者の呼称は「外国人」ではなく「LJP」が相応しいと考え、本稿においてはLJPを用いる(金千佳 2019: 101)。
- (18) 2018年 3月に韓国(ソウル市とその近郊)、2019年 3月に台湾(台北市とその近郊)、2020年 2月にシンガポールを数日間訪問する短期共同現地調査を計画した。ただし、シンガポール調査については、新型コロナウイルス感染拡大のために直前に中止となった。シンガポール調査に関しては、訪問調査に代わる調査(現地在住日本人ジャーナリストへのオンラインインタビューや東京を訪れた家族支援団体スタッフへの予備インタビューなど)および文献リサーチによって補うこととした。
- 【参考文献】**
- 阿部貴美子 2020「移民女性の保健医療サービス利用の経験—交差性を切り口にした課題の探求」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』50: 185-199.
- 阿部貴美子 2021「地域における医療通訳の活用の進展と院内通訳の導入—三重県国際交流財団による先進的取り組みと多文化共生指針の影響」『明治学院大学社会学部附属研究所年報』51: 227-242.
- 浅川達人 2020「夏季集中学習支援教室の効果測定」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』50: 153-165.
- Frew G., Abuloph Nicolas・西村明夫 2016「日本における医療通訳システムの進展と課題」『移民政策研究』8: 193-203.
- 藤川賢・野沢慎司 2019「外国につながる子どもたちとその家族への支援実践の展開と課題—東アジアでの比較研究に向けて」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』49: 193-209.
- 人権教育検討委員会・京都市教育委員会 2002『《学校における》人権教育をすすめるにあたって』
- 川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター 2018『だれもが力いっぱい生きていくために—川崎市ふれあい館30周年事業報告書(1988~2017)』
- 金千佳 2019「医療通訳派遣システムの現状と課題: 医療機関の機能分化と患者の利便性の観点から」『共生の文化研究』13: 97-101.
- 小井土彰宏・上林千恵子 2018「特集『日本社会と国際移民—受け入れ論争30年後の現実』によせて」『社会学評論』68(4): 468-478.
- 厚生労働省 2019「医療通訳の現状と課題」(<http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/000037599.htm>, 2019年 9月10日アクセス)
- 栗本英世 2016「日本の多文化共生の限界と可能性」『未来共生学』3: 69-88.
- 松下佳弘 2004「京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経緯—1981年「外国人教育の基本方針(試案)」策定の前史として」世界人権問題研究センター『研究紀要』9: 115-136.
- 元森絵里子・坂口緑 2020「川崎市における在日外国人施策と地域実践—多文化共生の先進地域の成り立ちと現在」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』50: 167-183.
- 文京洙 2005「戦後日本の地域社会の変容と在日朝鮮人」『立命館国際研究』18-1: 261-276.
- 連利博監修 2007『医療通訳入門』松柏社.
- 長坂香織・百々雅子 2011「医療の多文化化にむけて: 山梨県在住外国人の語りから見る医療の現状と課題」『山梨県立大学看護学部紀要』13: 47-60.
- 中島智子 2005「「在日」が「ニューカマー」だった頃—戦前期在日朝鮮人の就学実態」『プール学院大学研究紀要』45: 141-157.

多文化共生に向けた生活保障システムの再編

- 野沢慎司 2019「序論 国内の多文化状況に焦点化した特別推進プロジェクト発足の経緯と展望」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』49：187-192.
- 野沢慎司・菊地真理 2021『ステップファミリー—子どもから見た離婚・再婚』KADOKAWA.
- 野沢慎司・金成垣・米澤且 2021「韓国・台湾・シンガポールにおける女性移民と家族形成—日本への示唆を求めて」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』51：251-272.
- 落合恵美子 2013「東アジアの低出生率と家族主義—半圧縮近代としての日本」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成—アジア近代からの問い』京都大学学術出版会, 67-97.
- 小笠原理恵 2019『多文化共生の医療社会学：中国帰還者の語りから考える日本のマイノリティ・ヘルス』大阪大学出版会
- 裴重度 2007「在日運動と『共生』の文化—川崎市ふれあい館の経験から」『社会文化研究』9：10-17.
- 重野亜久里 2016「日本の医療通訳の実務調査」『厚生労働省行政推進調査事業補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)分担研究報告書』67-77.
- 総務省 2006『多文化共生の推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生の推進に向けて』
- 高橋満・石沢真貴・内藤隆史 1996「在日韓国・朝鮮人の地域教育運動と社会教育—川崎市「ふれあい館」設立過程の事例」『東北大学教育学部研究年報』44：65-94.
- 高倉誠一 2019「義務教育諸学校における外国人児童生徒の受け入れをめぐる教育施策の変遷—ニューカマーが増加する1990年代以降に焦点をあてて—」『明治学院大学社会学部附属研究所年報』49：211-218.
- 高桑光徳 2016「『内なる国際化』に対応した人材育成の重要性」明治学院大学教養教育センター・社会学部編『もうひとつのグローバリゼーション—「内なる国際化」に対応した人材の育成』かんよう出版 pp.9-12.
- 田村太郎 2014「都市問題としての多文化共生—外国人とともに創る地域の未来」『都市問題』2014-5：52-60.
- 田村太郎 2016「多文化共生社会の形成とダイバーシティ社会への期待」『Governance』3016-10：23-25.
- 山田泉 2008「在住外国人の社会参加を目指して—川崎市の「識字学級」を考える」『生涯学習とキャリアデザイン』5：41-48.
- 米澤且・金成恒 2019「韓国における外国からの移住者への支援組織の現状—ヒアリング調査をもとにして」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』49：219-230.
- 脇坂紀行 2016「『共生』の源流を訪ねて—在日コリアンの社会運動と実践から」『未来共生学』3：89-107.

【付記】

本稿は、1-2節を藤川、3節を安井、4節を野沢・金・米澤、5節を野沢が担当して草稿を書き、全員で読み合わせて調整した。